HTT 電力をへらす つくる ためる
Tokyo Tokyo

建築物環境報告書制度
～詳細～

令和５（2023）年２月

東京都環境局

※ この資料は令和４（2022）年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成しています。

"TIME TO ACT"ー今こそ、行動を加速する時

●エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、2030年カーボンハーフの実現に向け、脱炭素社会基盤の早期確立が急務

・都内CO2排出量の７割超が建物でのエネルギー使用に起因
・都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置量は限定的。大都市東京ならではの強み “屋根”を最大限活用

都内CO_2排出量部門別構成比

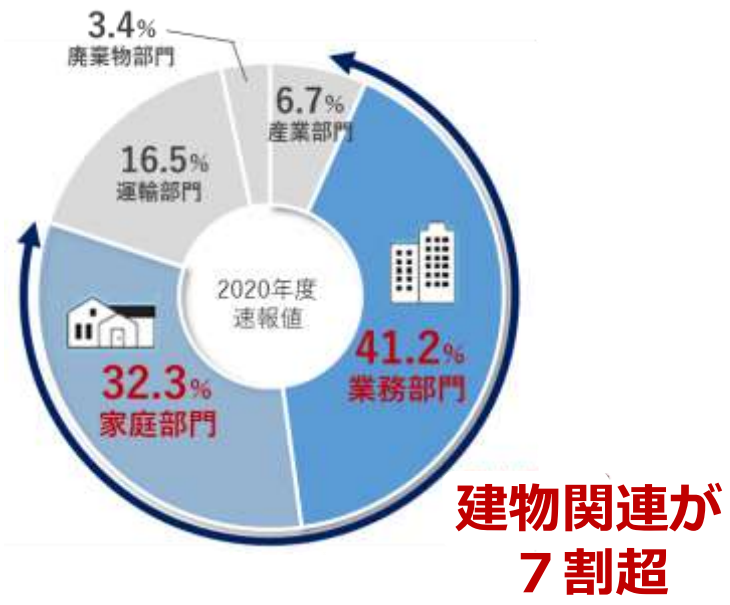

都内の太陽光発電設備設置割合

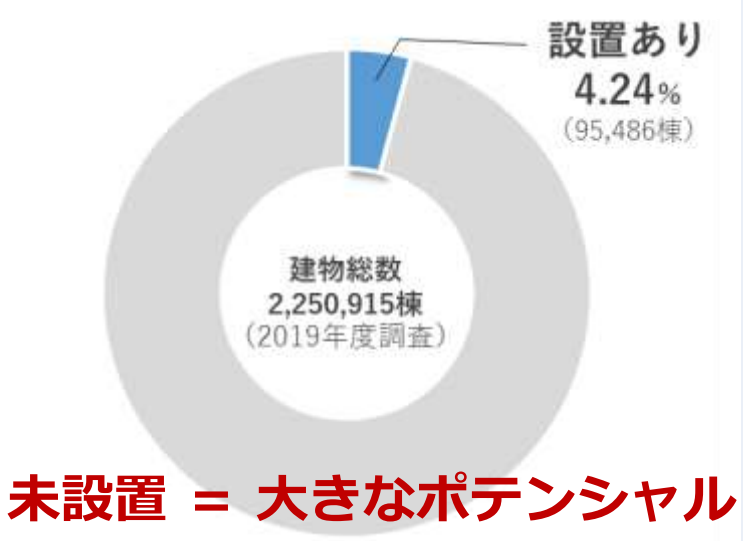

中小規模新築建物に対する新たな制度

- 中小規模新築建物について、これまで支援策により推進
- 今回新たに、建築物環境報告書制度を創設

＜新築建物　約5万棟／年＞

大規模

＜ビル・住宅（マンション）＞

現行制度の強化
「建築物環境計画書制度」

制度対象：延床面積2,000㎡以上

年間着工棟数　2%（約１千棟）※
年間着工延床面積　48%

2,000㎡

中規模

＜ビル・住宅（マンション・戸建）＞

新制度の導入
「建築物環境報告書制度」

制度対象：
延床面積2,000㎡未満

年間着工棟数　98%（約4万９千棟弱）※
年間着工延床面積　52%

＜戸建住宅等＞

東京ゼロエミ住宅
（助成制度）

小規模

※ 過去10年間の平均着工棟数を基に算出
非住宅を含む。

対象となる中小新築建物について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●新築が対象

・増築、大規模修繕・模様替え、現存する住宅等は対象外

● １棟あたり2,000㎡未満の規格建築物（住宅等）が対象

・規格建築物：自らが定めた建築物の構造及び設備に関する規格に基づく建築物

例：建築物省エネ法における請負型一戸建て規格住宅等、分譲型一戸建て規格住宅等に類するもの。

・2,000㎡以上は建築物環境計画書制度の対象

●各年度内に「確認済証」が交付された住宅・建築物が対象

・契約・竣工時点でカウントするものではない。

●適用除外

・延べ床面積10㎡以下の住宅等
・居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車駐車場等）
・文化財等の原形を再現する建築物
・仮設建築物（材料置き場等）
・島しょ部の住宅等

対象となる建物供給事業者について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●建物供給事業者は法人単位とする。

●①、②のいずれかに該当し、都内において年間に延床面積の合計で２万㎡以上※供給する建物供給事業者が、義務対象者（特定供給事業者）となる。

・自ら規格を定めず、建設のみを請け負う建築物は、供給量集計の対象外
・JV（共同企業体）が自ら規格を定めず、建設のみを請け負う場合も供給量集計の対象外

①規格建築物を新たに建設する工事を請け負う者
②規格建築物を新築し、これを分譲又は賃貸することを業として行う者

※　任意参加者は都内における年間に延床面積の合計で５千㎡以上供給する建物供給事業者及び５千㎡未満の事業者複数によるグループも可

対象となる建物供給事業者の例

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

住宅等の区分	対象となる建物供給事業者のイメージ※１	
注文戸建住宅	規格建築物を新たに建設する工事を請け負う者	ハウスメーカー
分譲戸建住宅※２	規格建築物を新築し、これを分譲することを業として行う者	ビルダー
賃貸共同住宅※２	規格建築物を新たに建設する工事を請け負う者	ハウスメーカー
分譲共同住宅※２	規格建築物を新築し、これを分譲することを業として行う者	デベロッパー
テナントビル・貸店舗※２	規格建築物を新築し、これを分譲することを業として行う者	デベロッパー

※１　主なイメージは次のとおり
ハウスメーカー　自ら定めた規格住宅の建設を、顧客の求めに応じて請け負う建設会社
ビルダー　自ら定めた規格住宅を建設し、顧客に対して販売する建設会社
デベロッパー　自ら定めた規格住宅等の建設を、請負事業者に注文する者

※２　当該規格建築物の規格を定めた者が対象です。
例　デベロッパーが定めた規格住宅を、ゼネコンに注文した場合は、デベロッパーが対象
ハウスメーカーが定めた規格住宅を、デベロッパーが注文した場合は、ハウスメーカーが対象

制度の対象者

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●都内で年間に供給する住宅等の延床面積の合計で判断

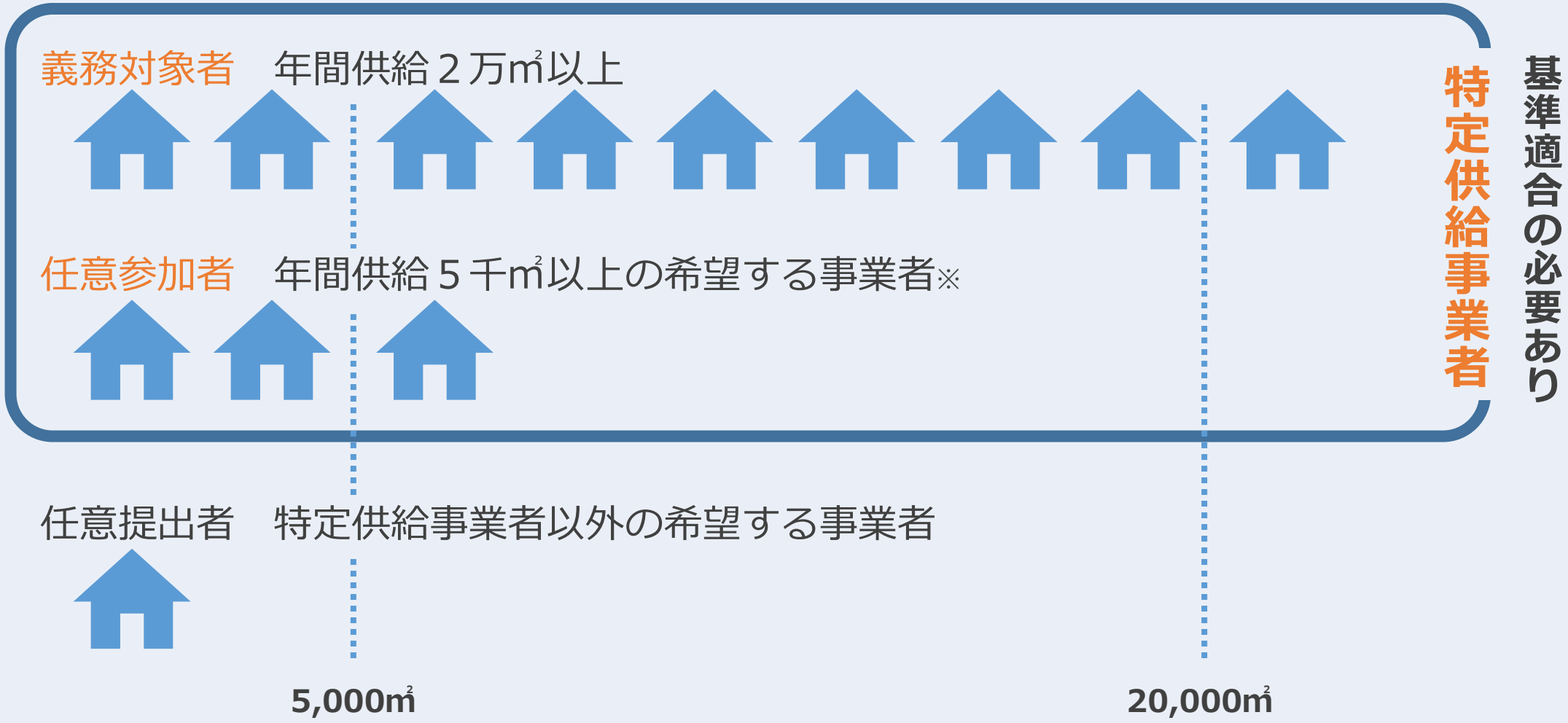

※ 5,000㎡未満の事業者複数によるグループも可

制度対象事業者の種類について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

		対象事業者	対象事業者のイメージ（例）	基準適合の必要性	適合状況の公表	対象者の確定
特定供給事業者	義務対象者	**年間供給２万㎡以上**	大手ハウスメーカー等	必要	公表	年度終了後に対象者を確定
	任意参加者	**年間供給５千㎡以上の希望する事業者** **（５千㎡未満の事業者複数によるグループも可※）**	義務対象者に準じる供給量を有する中小ハウスメーカーや地域工務店のグループ	必要	公表	**事前申請し、都が承認する**
任意提出者		**特定供給事業者以外の希望する建物供給事業者**	上記以外の中小ハウスメーカーや地域工務店	**必要としない**	公表	年度終了後に取組結果を報告できる

※グループで承認を受ける場合は、主幹事社を定め、グループ全体として適合状況を判断する。

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

各種の基準について

断熱・省エネ性能の基準

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●住宅等の区分に応じて、各断熱・省エネ性能に適合することが必要

（例：注文住宅トップランナー事業者は、都内に供給する注文住宅について、注文住宅基準への適合が必要だが、当該事業者が建売分譲住宅を供給した場合は「上記以外の住宅」の基準が適用される）

・全国平均で達成する国の住宅トップランナー基準に対して、本制度では都内平均で達成が必要

・基準は国のロードマップを参考に見直していく。

住宅等の区分		断熱性能※１	省エネ性能（再エネ含む）
注文住宅基準※２		外皮基準（UA値0.87）	平均BEI値0.8
分譲戸建住宅基準※２		外皮基準（UA値0.87）	平均BEI値0.85
賃貸共同住宅又は分譲共同住宅基準※２		外皮基準（UA値0.87）	平均BEI値0.9
上記以外の住宅		外皮基準（UA値0.87）	BEI値1.0
非住宅※３	小規模（300㎡未満）	BPI値1.0	BEI値1.0
	中規模（300㎡以上2,000㎡未満）	BPI値1.0	BEI値1.0

※１　住宅は単位住戸ごと、非住宅は建築物ごとに適合すること。
※２　住宅トップランナー事業者が、都内に供給する住宅等の区分に応じて適合すべき基準
※３　用途（事務所、ホテル等）の別は問わない。

断熱・省エネ性能の誘導すべき基準

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●国が示している遅くとも2030年までに到達すべき水準に設定

・誘導基準における省エネ性能については再エネを除く。
・全国平均で達成する国の住宅トップランナー基準に対して、本制度では都内平均で達成が必要
・基準は国のロードマップを参考に見直していく。

住宅等の区分		断熱性能※1	省エネ性能（再エネ除く）
注文住宅基準※2		強化外皮基準（UA値0.60）	平均BEI値0.75
分譲戸建住宅基準※2		強化外皮基準（UA値0.60）	平均BEI値0.8
賃貸共同住宅又は分譲共同住宅基準※2		強化外皮基準（UA値0.60）	平均BEI値0.8
上記以外の住宅		強化外皮基準（UA値0.60）	BEI値0.8
非住宅	小規模（300㎡未満）	BPI値1.0	BEI値0.8
	中規模（300㎡以上2,000㎡未満）	BPI値1.0	用途※3に応じてBEI値0.6/0.7

※１　住宅は単位住戸ごと、非住宅は建築物ごとに適合すること。
※２　住宅トップランナー事業者が、都内に供給する住宅等の区分に応じて適合すべき基準
※３　事務所、ホテル等

再エネ設備の設置基準の算定について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

- 算定式に基づく量以上の再エネ設備（太陽光発電等）を、事業者が一年間で供給する住宅等において設置する仕組み

- 再エネ設置基準の算定式

再エネ設置基準（kW）	＝	年間の供給棟数（棟）	×	区域ごとの係数（算定基準率）	×	２ｋW/棟（棟当たり基準量）

設置可能棟数

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●物理的に設置可能な住宅等への再エネ設置を促進していく。

●算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合については対象事業者からの申し出により、設置基準算定の棟数から除外することができる。

設置可能棟数 ＝ **年間供給棟数　－　設置基準算定除外とする住宅等**

設置基準算定の棟数から除外することができる例

・２ｋＷの太陽光発電設備の設置が物理的に困難な場合
・地域の建築制限等により設置できない場合　等

●設置基準算定除外とする住宅等であっても断熱、省エネ、ZEV充電設備等は基準に適合することが必要（再エネ設置基準の算定に限り除外）

設置基準算定の棟数から除外可能な例

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●次の①②両方の条件に適合する建築物は算定除外とすることができる。

・算定除外とする住宅等を計上する場合は図面等を提出し、除外条件に適合することを個別に確認

①水平面（陸屋根）又は南を含む東から西向きまでの屋根（以下「南面等屋根」という。）のうち、最も大きい屋根の水平投影面積が20㎡未満

⇒北面は算定除外

②方位又は傾斜の異なる南面等屋根が２以上ある場合であって、２番目に大きい屋根の水平投影面積が10㎡未満

【南面等屋根のイメージ】

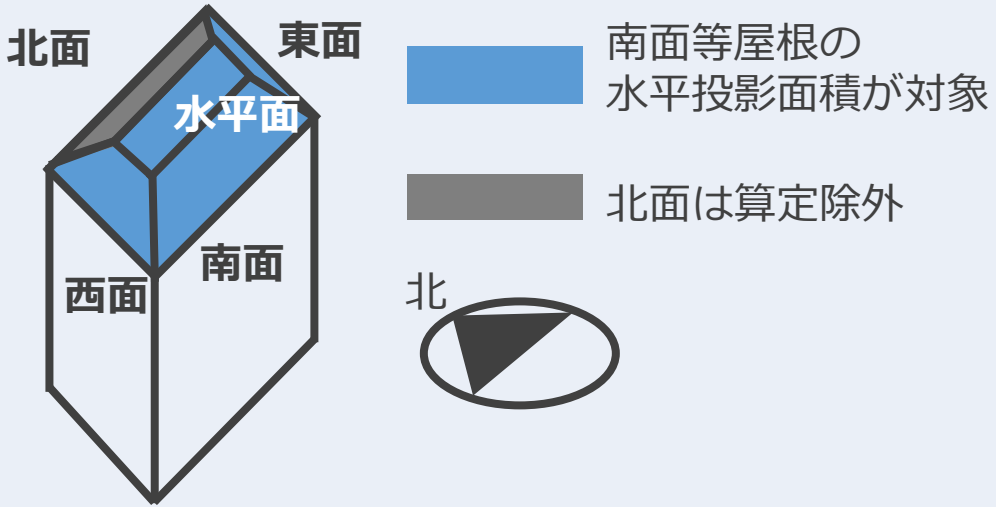

設置基準算定の棟数から除外可能な例（判定例）

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

【算定除外の判定例】

南面等屋根の大きさ順	南面等屋根の大きさ（㎡）			
	【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】	【ケースD】
１番大きい	19㎡	21㎡	15㎡	15㎡
２番目	―（北面）	９㎡	11㎡	９㎡
算定除外	除外可能	除外不可	除外不可	除外可能

南面等屋根の水平投影面積が対象

北面は算定除外

【ケースA】

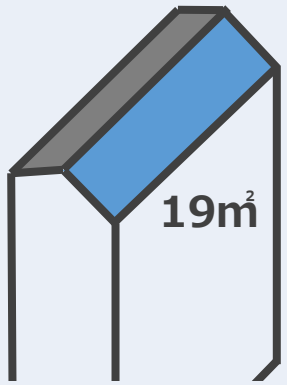

除外可能

【ケースB】

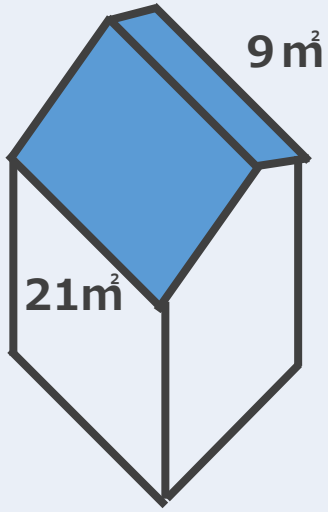

【ケースC】

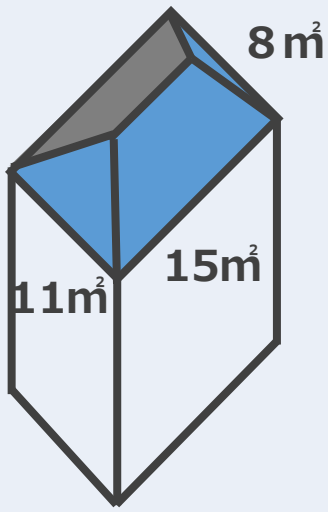

【ケースD】

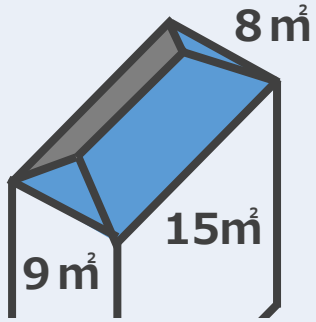

除外可能

算定基準率

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

- **一定以上の太陽エネルギー利用に適した割合を基に３つに区分し、区分ごとに設置を求めていく割合を設定**
- **都内一律の算定基準率も利用可能**
  - 算定基準率は科学的知見に基づき適宜見直していく

算定基準率※	
区分した場合	30%
	70%
	85%
一律の場合	85%

※東京都太陽光発電設備現況調査に基づき設定

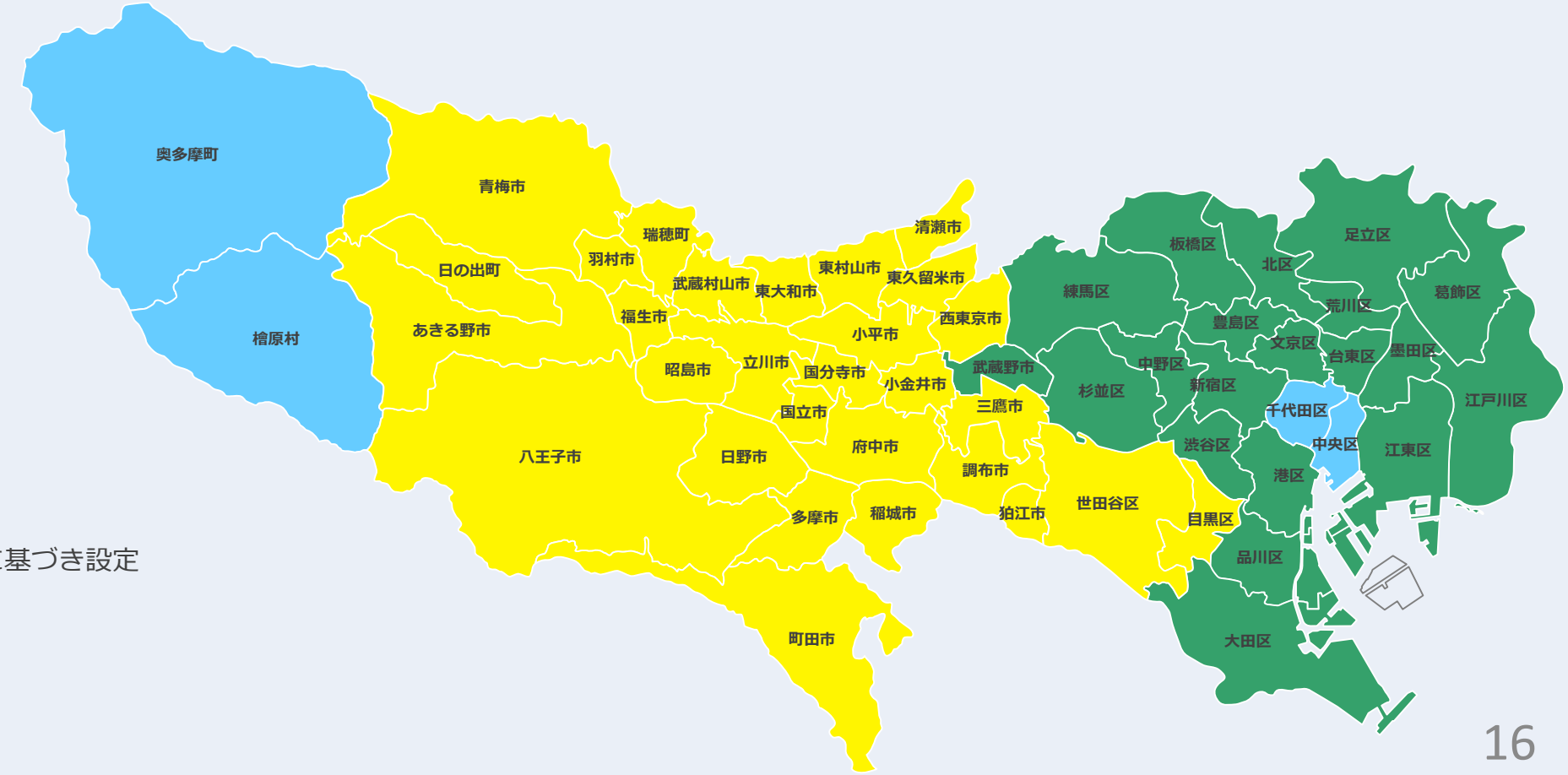

棟当たり基準量

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●棟当たり基準量

棟当たり基準量　＝　２kW/棟

●再エネ設置基準（総量）を算出する際の”係数”として使用

⇒１棟ずつ２kWの設置を求めるものではない

・災害時には、炊飯のほか、テレビやスマホなどによる情報収集等が重要
・太陽光発電設備（パワーコンディショナー）の自立運転時の上限は、太陽光発電システムの最大出力に関係なく1.5kWまで。

ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1300W
テレビ（37型）	300W
冷蔵庫	250W
スマートフォン等の充電	15~50W

出典：（環境局）家庭の省エネハンドブック2022、ヤマハ発動機及びApple HPより環境局作成

●誘導すべき棟当たり基準量は５kW（建売分譲は４kW）とする。

再エネ設備の設置基準への適合方法

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

（例）都内で供給する住宅が500棟ある住宅供給事業者の場合※

※設置基準算定除外とする住宅等の棟数がゼロの場合

設置可能棟数	×	算定基準率	×	棟当たり基準量	=	再エネ設置基準
（例）500棟		（例）85%		（例）２kW/棟		850kW

●基準適合イメージ①

4kWを100棟に設置 ⇒ 400kW

2kWを250棟に設置 ⇒ 500kW

設置に適さない住宅等150棟 ⇒ 0kW

合計設置容量 900kW ＞ 再エネ設置基準（850kW）

基準適合

●基準適合イメージ②

5kWを200棟に設置 ⇒ 1000kW

設置に適さない住宅等300棟 ⇒ 0kW

合計設置容量 1,000kW ＞ 再エネ設置基準（850kW）

基準適合

利用を促進する「再生可能エネルギー」について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●太陽光、太陽熱、地中熱等とする

・大気熱、再エネの直接利用（採光・通風など）は再エネ設置基準の履行ではなく、省エネの側面から利用を促進

再生可能エネルギーの種類
太陽光発電
太陽熱利用※１
地中熱利用※２
その他の再エネ利用設備※３ （ただし大気熱、再エネの直接利用を除く。）

・太陽熱、地中熱利用については、義務履行上太陽光パネル２kWの設置と同等に評価
２kW超の再エネ利用量があると認められる場合は、当該利用量に相当するものとして評価可能

※１、２、３　再エネ利用量を太陽光発電設備の設置に置き換えて評価
※３　将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討

設置手法について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●初期費用を軽減する手法も履行に利用可能。設置者又は所有者は問わない。

【敷地内に初期費用ゼロで太陽光発電設備を設置できる手法例】

	所有者
リース	事業者の費用で太陽光発電設備を設置（所有権は事業者）
電力販売	
屋根貸し	
施主所有による売電権の譲渡モデル	事業者の費用で太陽光発電設備を設置（所有権は建築主）

・このほかの同等の手法についても、基準適合の履行に活用可能

設置場所について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●太陽光発電設備の設置場所は原則敷地内とする。

・屋根上のほか、ソーラーカーポート※などへの敷地内設置も可能とする。
※建築基準法等関連法令を順守

●都内既存住宅等への新規設置を代替措置として利用可能とする。

・当該年度に設置した太陽光発電に限る。

	都内既存住宅等への新規設置
設置対象の条件	過年度に自社が供給した都内住宅・建築物に限る。 （他事業者との重複カウントを認めない）
利用方法	対象事業者からの申し出により義務履行に利用できる。

●代替措置による義務履行の上限

代替措置により義務履行 ＝ **基準量の２割を上限**

・誘導すべき基準への適合には、上限を設けない。

電気自動車（ZEV）充電設備の整備について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●ゼロエミッションに重要な役割を果たすZEV※１の充電設備の整備基準を導入

【整備基準】駐車場付き戸建住宅１棟ごとに充電設備用配管等を整備する。

	条件	整備基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する全ての住宅	１台分以上	任意
戸建住宅以外（集合住宅・非住宅）	10台以上の駐車区画を有する建物	駐車区画の20%以上（実装整備分を含む）	1台分以上

【誘導すべき基準】駐車場付き建物１棟につき１台のV2Hの充放電設備等を設置

	条件	誘導基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する全ての住宅	―	１台分以上のV2H
戸建住宅以外※２（集合住宅・非住宅）	駐車場を有する全ての建物	―	１台分以上のV2H
	５台以上の駐車区画を有する建物	駐車区画の50%以上（実装整備分を含む）	駐車区画の20%以上

※１　走行時(PHVはEVモードによる走行時)にCO_2等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

※２　上段又は下段のいずれかへの適合を求める

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

建築物等に係る環境配慮の措置について

建築物等に係る環境配慮の措置

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●環境に配慮した取組をアピールすることが可能

・配慮指針に定める「配慮すべき事項」について、建物供給事業者が積極的に取り組んだことをアピールできる仕組み
・建築物環境報告書に記載、報告し、都が公表※

【分野】

- エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換
- 資源の適正利用
- 生物の多様性の保全
- 気候変動への適応

【配慮事項と基準の関係（イメージ）】

	取組の種類	評価方法
義務基準(例：再エネ設置基準等)	**義務**	定量的
誘導すべき基準(例：誘導すべき再エネ設置基準)	任意	定量的
環境配慮の措置	任意	定性的

※建物供給事業者が自己評価したものであることを表示する。

環境性能の説明について

環境性能の説明について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●建物供給事業者は注文住宅の施主等※1及び建売分譲住宅の購入者等※2に対して、断熱・省エネ、再エネ等の環境性能に関する説明を行う。

・注文住宅の施主等は、建物供給事業者からの説明を聞いた上で、必要な措置を講じ、環境負荷低減に努めるという立場を踏まえ、注文等について判断

・建売分譲住宅の購入者等は、建物供給事業者からの説明を聞き、環境性能等の理解を深め、環境負荷低減に努めるという観点から検討し、購入等について判断

・東京都は、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等の判断を支援するため、施主等向けの配慮指針に加えて、購入者等向けに必要な情報提供を行う。

【説明制度のイメージ】

（建物供給事業者）
・ハウスメーカー
・ビルダー
・デベロッパー 等

環境性能の説明

（都　民）

《注文住宅の施主等※1》
・建物の環境配慮について必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努める

《建売分譲住宅の購入者等※2》
・建物の環境配慮について理解を深め、環境への負荷低減に努める

配慮指針

情報提供

（東京都）

※１ 注文住宅の施主及び賃貸住宅のオーナー
※２ 建売分譲住宅の購入者及び賃貸住宅の賃借人

住まい手等への建物に関する環境性能の説明

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

【説明者】

●省エネ性能の決定に大きな役割を担っている特定供給事業者

【時期・期間】

●相手方と契約を行う前までに実施する。

・検討に資するよう、なるべく早い段階での説明が望ましい。

●新築及び工事完了から１年以内に住まい手等が購入等する場合に実施する。

【内容】

●断熱・省エネ、再エネ、充電設備の各基準への「適否」及び「不適の場合の適合方法」について説明する。

・説明を通じて契約時の判断材料を提供

・竣工済み建物を購入又は賃借する場合（建売分譲住宅の購入など）は、基準への適否について説明

【その他】

●都は説明が必要となる事項を定め、参考様式とともに別途提示する予定

●DX等を促進するため、説明はオンラインも可能とする。

・履行を確認するため、特定供給事業者は説明において交付した書面の写しを一定期間保管する。

説明対象となる例

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

住宅等の区分	説明を行う者（建物供給事業者）のイメージ※１	説明を受ける者のイメージ
注文住宅	ハウスメーカー	注文者（都民）
分譲戸建住宅	ビルダー	購入者（都民）
賃貸共同住宅	ハウスメーカー※２	賃貸オーナー※２
分譲共同住宅	デベロッパー	購入者（都民）
テナントビル・貸店舗	デベロッパー	入居者

※１　主なイメージは次のとおり。
ハウスメーカー　自ら定めた規格住宅の建設を、顧客の求めに応じて請け負う建設会社
ビルダー　自ら定めた規格住宅を建設し、顧客に対して販売する建設会社
デベロッパー　自ら定めた規格住宅等の建設を請負事業者に注文する者
※２　賃貸アパートオーナー（建物供給事業者ではない場合）から賃借人への説明は義務対象ではない。

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

建築物環境報告書の作成・提出について

報告時期等について

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●当該年度の取組を翌年度に報告する

・特定供給事業者は、翌年度の９月頃を目途に報告する。

・義務対象者の要件については丁寧に周知し、７月頃に対象と考えられる建物供給事業者に対して都から報告準備の案内を送付することを検討する。

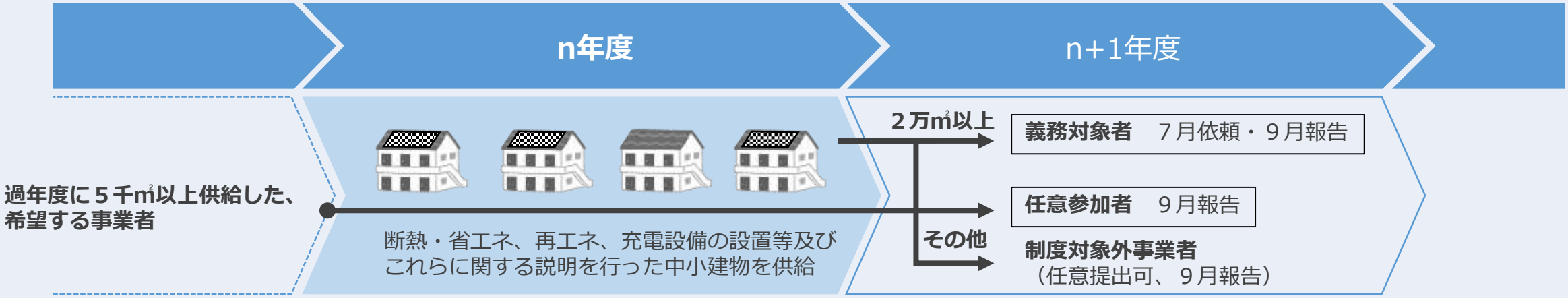

●各年度内に「確認済証」が交付された住宅・建築物が対象

・契約・竣工時点でカウントするものではない。

●制度対象事業者への訪問調査で報告内容を確認する。

様式イメージ

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●概要

建物供給事業者の氏名	*株式会社　いちょう建設・代表取締役社長　東京　太郎*
主たる事業所の所在地	*東京都新宿区西新宿２丁目８番１号*
１年間に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の延べ面積の合計	*25,500㎡*
省エネルギー性能基準（断熱）に対する適合状況	*適合*
省エネルギー性能基準（省エネ）に対する適合状況	*適合*
説明の実施状況	*適合*
報告対象年度の翌年度の１年間に新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計	*300棟　・　28,000㎡*

●このほか必要な事項については、別途告示で定める。

取組結果の公表について

公表イメージ

令和４年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

●供給した住宅等に関する取組概要を、制度対象事業者ごとに公表

・都がホームページで公表する。
・提出された各棟（戸）の個別情報を公表するものではない。

●概要

建物供給事業者の氏名	*株式会社　いちょう建設・代表取締役社長　東京　太郎*
主たる事業所の所在地	*東京都新宿区西新宿２丁目８番１号*
省エネルギー性能基準（断熱）に対する適合状況	*適合*
省エネルギー性能基準（省エネ）に対する適合状況	*適合*
説明の実施状況	*適合*

●このほかの公表事項については、別途告示で定める。

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

太陽光パネル設置に関するQ&A

Q　経済的メリットについて（太陽光パネルの設置）

太陽光パネルを設置すると、どの程度の経済的メリットがありますか？

A　例えば、４kWの太陽光パネルを設置した場合、初期費用98万円が10年（現行の補助金を活用した場合６年）程度で回収可能です。また、30年間の支出と収入を比較すると、最大159万円のメリットを得られる計算となっています。※1

- 30年間の設備費用等は、設置費用やパワコン※2交換の費用の合計で121万円程度となる一方、売電収入等の合計は240万円程度となり、119万円程度のメリットが得られます。
- 現行の補助金（設置費用に対し10万円/kW）を活用した場合、159万円程度のメリットを得られる計算となっています。また、20年間、25年間の場合でも、それぞれ85万円、122万円程度のメリットが得られます。
- このほかリース等を利用して初期費用をゼロにする方法もあります。
- 今後、補助制度の拡充を図り、太陽光パネルの更なる設置を後押ししてまいります。

※１　東京都区部、２人以上の世帯を想定して試算（令和４年５月時点）
※２　パワコン…パワーコンディショナーの略。太陽光パネルで発電した電力を、家庭で使用できる電力に変換する設備

参考

【太陽光パネル設置の経済性試算】

（注）本試算は一定の条件を基に算出したものであり、今後の状況変化等で変動する場合があります

＜試算条件＞

※1 株式会社資源総合システム調べ（2021年度末平均（税込み）/パワコン、その他機器、標準工事費含む）

※2 パワコン…パワーコンディショナーの略。太陽光パネルで発電した電力を、家庭で使用できる電力に変換する設備

※3 期間中一度交換

※4 10万円/kW

※5 売電単価:17円/kWh（1年～10年）、8.5円/kWh（11～30年） 電気料金:33円/kWh（2022年5月）

Q　災害リスクについて

台風、雹、雷、水害など自然災害による破損や危険はあるのでしょうか？

A

台風　**太陽光パネルの耐風圧はJIS規格で定められており、風速に換算すると毎秒62mに耐えうる設計となっています。**

- また、取り付け強度もJIS規格に基づき荷重を計算し、風などの荷重に耐えるように設計されています。

雹　**一般的に、太陽光パネルのガラス面はJIS規格に適合した強化ガラスを使用しており、通常の雹であれば割れることはありません。**

- JIS規格において、太陽光パネルのガラス面は、降雹を想定し、最小値25㎜の氷球を毎秒23.0ｍの速度で当て、これに耐えうることが条件として定められています。
- ただし、大粒の雹に集中的に打ち付けられるなど、想定以上の負荷がかかった場合は、破損やひび割、目視では確認できない傷が生じる可能性も考えられます。

落雷

（一社）太陽光発電協会によると、太陽光パネルが直接落雷を受けたという事例は極めて稀であり、一般住宅の屋外に設置されている他の電気機器と同様に、特に落雷を受け易いという事実はないとしております。

- 太陽光パネルにおける落雷対策として、製品回路内に一定性能のサージアブソーバ（避雷素子）等を設置して誘導雷対策を行い、被害を食い止める対策を行っています。

水害

（一社）太陽光発電協会からは、太陽光発電システムが水没・浸水した場合の感電による事故等の事例はないと聞いております。一方、接近・接触すると感電する恐れもあることから、水没・浸水した場合には、太陽光発電システムや電気設備に十分な知見を持つ専門家へ依頼することが必要です。

日常的に発電量の確認を

- 日常的に発電量を確認し、発電量の低下が確認された場合には、メーカーや販売店等にお問い合わせください。

Q　リサイクルについて
太陽光パネルはリサイクルもできるのでしょうか？

A　リサイクルが可能です。首都圏には複数のリサイクル施設があります。

- 近年、将来の大量廃棄を見込み、首都圏においても、様々なリサイクル施設が稼働し、事業用太陽光発電設備の処理が既に行われています。
- 都は、解体業者、収集運搬業者、リサイクル業者、メーカー、メンテナンス業者等で構成する協議会を令和４年９月に立ち上げ、既存の事業用ルートを活用することで、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートの確立に取り組んでいきます。

＜首都圏近郊のリサイクル施設※＞

① 環境通信輸送㈱	3.6 t/日
② ㈱ ウム･ヴェルト･ジャパン	4.48 t/日
③ 東京パワーテクノロジー㈱	9.6 t/日
④ 水海道産業㈱	3.0t/日
⑤ ㈱リーテム	37.8 t/日
⑥ ㈱浜田	7.2 t/日
⑦ 東芝環境ソリューション㈱	2.8 t/日

※ (一社)太陽光発電協会の資料に基づくリサイクル施設であり、処理能力は、各社へのヒアリングを基に記載。住宅用太陽光パネルは、取外し業者等を経由して受入

＜太陽光発電設備高度循環利用推進協議会の構成＞

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

お問い合わせ先・支援策のご紹介

新制度に関するお問い合わせ等について

●新制度に関する相談等については、以下の連絡先にお問い合わせください。

ワンストップ相談窓口（クール・ネット東京）

電話番号：03（5990）5236　受付時間：平日9:00～17:00

【太陽光ポータル】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/index.html

【太陽光発電設置解体新書】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/faq.html

● 各種補助金等の支援策をご利用ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/subsidy.html

HTT 電力をへらす つくる ためる
Tokyo Tokyo

ご清聴ありがとうございました。

・現在未制定の告示等を含めた情報は随時公開
・ガイドラインなどを今後整備

※ この資料は令和４（2022）年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成しています。